危険物安全週間

～～平成２７年６月７日～１３日まで～～

毎年６月の第２週（日曜日～土曜日までの１週間）

危険物安全週間を知ってますか？

毎年 6 月の第 2 週は全国一斉に『危険物安全週間』が実施されます。今年は、6 月 7 日(日曜日)から 13 日(土曜日)までの 7 日間です。この週間は、危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発の推進により、各事業所に自主保安体制の確立を図ることを目的に創設され、期間中全国で様々な行事が行われます。

小美玉市消防本部においても、平成 27 年度危険物安全週間推進標語『無事故へと/気持ち集中/はっけよい』をスローガンに危険物施設への立ち入り検査の強化、街頭広報でのチラシ配布などを行い危険物に起因する災害の未然防止に努めてまいります

家庭内で危険物の事故を防ぐポイント！

家庭内においても，さまざまな危険物を含んでいる日用品が使用されています。含まれている成分や割合にもよりますが，これらの物も火気に近づけたりすると火災の原因になります。

安全な生活を維持するためには，危険物に対する知識を持ち，適切な取扱い方法を実施することが理想的です。

定期的に換気する

使用中は火気厳禁

事故事例

石油ストーブの火を着けたままカートリッジを抜き、灯油を給油した後、ストーブに装填するとき、カートリッジのキャップがはずれ、灯油がストーブにかかり出火した。

対策

・給油時必ず消火する。

・給油タンクのキャップが締まっているか確認する。

小美玉市危険物安全協会　小美玉市消防本部

ガソリンは危険物です!

携行缶使用時の注意

平成２５年８月１５日、京都府福知山市の花火大会で露天商店舗（屋台）からの火災により、周囲にいた多くの観覧者が死傷するという大変痛ましい事故が発生しました。

火災の原因は、花火打ち上げ開始約1分前、爆発の原因として火元とみられる屋台の店主である鳶職の男性が、携行缶で発電機にガソリンを給油しようとしたところ、気化したガソリンに引火し爆発したとみられています。

＊ガソリンの携行は専用の金属製携行缶に限られポリタンク等他の容器の使用は消防法で禁止されています。

ガソリン携行缶を使うときに、特に注意して頂きたいこと

・使用前には必ず取扱説明書をよく読み適正な取扱いをする。
・規定量以上のガソリンは絶対に入れない。
・エンジンが付いているものに給油する時は、引火の恐れがあるので、必ずエンジンを停止してから給油する。
・直射日光等により内部のガソリンの温度が上がると、内圧が上昇し大変危険なので、日陰などの涼しいところに保管する（車内やトランク内も危険）
・取扱いの際は、付近に火気（タバコの火なども含む）のないことを確認して、エア調整ネジで缶内の圧力を抜いてからキャップを緩めて使用する。

（圧力の抜き方：例）

《一般的な携行缶》

① エアー(圧)抜きのねじをゆっくりゆるめる

②③ エアー(圧)が抜けたら、キャップを開けて、ノズルと携行缶を確実に結合する。

＊操作手順は、メーカー・規格等によって異なりますので、取扱説明書をよくご覧になって操作してください。

ガソリンの特性

・引火点は－４０℃程度と低く、極めて引火しやすい。
・揮発しやすく、その蒸気は空気より約３～４倍重いので、可燃性のガスが広範囲に滞留しやすい。

上記の事故に伴いまして平成２５年１２月以降に製造販売されるガソリン携行缶におきましては，注意表示シールが貼付されたものが販売されています。